

第41回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 2012年9月18日(火) 10:30～12:00

2. 場 所 中央合同庁舎4号館5階 545会議室

3. 出席者 原子力委員会

鈴木委員長代理、秋庭委員、大庭委員、尾本委員

元米国原子力規制委員会委員

ピーター・ブラッドフォード氏

内閣府

吉野企画官

4. 議 題

(1) 原子力と情報公開のあり方について(元米国原子力規制委員会委員ピーター・ブラッドフォード氏)

(2) その他

5. 配付資料

(1-1) 透明性とアメリカの原子力規制(ピーター・ブラッドフォード氏資料)

(1-2) ブラッドフォード氏資料 英語版

(2) 国民の皆様から寄せられたご意見(期間:平成24年8月30日から平成24年9月12日)

6. 審議事項

(吉野企画官) それでは、定刻となりましたので第41回の原子力委員会定例会を開始させていただきます。

(鈴木委員長代理) 今日の議題は、1番目が原子力と情報公開のあり方についてということで、元米国原子力規制委員会の委員のピーター・ブラッドフォードさんにお出でいただきました。2がその他になっております。

では、私のほうからピーター・ブラッドフォードさんのご紹介をさせていただきたいと思  
います。ピーター・ブラッドフォードさんは、ご存じのとおりスリーマイルアイランド事故  
のときに、原子力規制委員会の委員でおられて、我々もよくお名前を存じ上げておりますが、  
そのほかにもメイン州の公益事業委員会の委員とかいろいろ、最近では我々も勉強させてい  
ただきましたが、キーストンセンターのジョイントファクト・ファインディングのパネル  
にもおられまして、いろいろご活躍ということで、今回は、情報公開クリアリングハウス  
のご好意により、今週土曜日に世界知る権利デー記念フォーラムでの講演にいらっしゃるとい  
う機会を伺いまして、我々のほうにも来ていただきまして、お話を伺うということになりま  
した。情報公開クリアリングハウスの皆さんにはありがとうございました。

実は、原子力委員会でも今情報公開のあり方とか運営の透明性向上ということで改革の真  
っ最中でありまして、そういうことでぜひピーター・ブラッドフォードさんにアメリカでの  
知見を教えていただきたいということで今日無理にお願いしたということでもあります。

それでは、大体20分から30分という時間で、通訳を入れてそれぐらいのお時間でお話し  
していただき、その後意見交換ということにしたいと思しますので、よろしくお願ひいたし  
ます。

(ブラッドフォード元委員) 皆様、今回のご招待ありがとうございます。日本のAECにお話  
しすることは大変光栄に思います。私はちょうどアメリカにおいてより透明な規制のシステ  
ムをつくろうという移行期にあるときに、規制当局に勤めておりました。私が米国の原子力  
規制委員会にコミッショナーとして勤めていた時期でありました。そこで私は今日のために、  
透明性とアメリカの原子力規制というプレゼンを用意してきたんですけれども、手に入りま  
した日本の原子力委員会の暫定的な手順を見させていただいておりますので、それについて  
お話をしたいと思ひます。

当時のアメリカの状況を考えますと、現在日本における福島事故後に高まっている一般  
市民からの関心とか懸念とか、それほどのドラマチックなものはアメリカにはなかったん  
ですけれども、米国の規制委員会、その前身である原子力委員会がどのように仕事をしてい  
るかということに関して、国民は大きな関心を寄せていました。

私どもの仕事、私どもの仕組みについていろいろ調べようとしているグループを調べてみ  
ると、自分たちはとても国民にとっては大変重要だと思ひような内容が実は国民に知らされ  
てなかったとか、そういったことを発見して非常に驚きました。そのような懸念、そのよう  
な国民のフラストレーションを通して、国民がもっと透明性を要求するようになりまして、

特に安全性の問題、そして特に緊急時の炉の冷却装置の問題、それらについて不十分な情報が提供されていると指摘されました。

しかしながら、議会在サンシャイン法、いわゆる会議公開法ですが、その法律を制定したときには、原子力委員会、原子力規制委員会のみならず複数の米国における規制当局に大変な懸念を巻き起こしたのであります。

私は日本が今どういう状況にあって、皆様がどういう状況に置かれているのか、それについて十分に知っているとは言えませんが、私自身がこのサンシャイン法が通過したときに、太陽の光の下にすべてさらされるというそういう状況に置かれたことに対して、自分自身がどういう感じを持ったのかということをよく覚えております。

私どもはすべての会議が国民の目にさらされる、つまりすべての内容が公開されてしまうということになっては、我々は果たして効率よく仕事を遂行することができるのだろうかという大きな不安を持ちましたし、それまでは自由にお互いにオフィスに入って、そしていろいろ話し合ったり、相談したりしていましたが、そういった慣習もやめてしまいました。

そして、我々の同僚たちはそれまで自分たちの知っていないことがあったり、自分たちが十分に熟知していない情報があったり、いろいろな質問をしたり、疑問を持ったり、そういったことが全部国民の前にさらされてしまうということになったら、私たちは果たしてどのように行動をとるべきなのか。どのように私たちは仕事をすべきなのか。私たちは国民の目に対してどう映るのかということに大きな不安を持ったものです。

私どもが発見したのは、これは規制委員会だけではなく、全国のいろいろな規制当局においても私たちが懸念していたほど、我々の仕事が大きく変わるものではなかったという、つまり透明性があっても私たちの仕事が大きく変わるものではないということに気づいたのであります。

特に、5人以上のメンバーの原子力規制委員会においては、2人までは自由にプライベートに話をしたり打ち合わせをしたりできたわけですから、今までと大きくは変わらなかったということがわかりました。もちろん私どもはいろいろなことを変えなければなりませんでしたが、例えば今まで自由に話し合ったり相談したりというのは、ちゃんと日時を決めてスケジュールを立てて、そして委員会を集合するということになりました。それを一般に開示しなければならなかった、そういうことはあったんですけども、この暫定的な手順を見てみますと、準備の会議と実際の会議というものはそれほど大きく違うものではないことがよくわかりました。

もう1つわかったことは、私たちが思っていたほど、国民全体は我々委員会の仕事に関心がなかったということがわかりました。私どもの会議はほとんど公開していましたが、誰も来てくれなかったということでありました。

そして、事実一般に公開、開示するということは会議そのものが重要というよりもどちらかと言うと、書類を準備して資料を十分に用意して、それを保管して、それにアクセスできるということ、そうすると関心のある国民はわざわざ会議に出席しなくても、いつでも情報を入手できるという、そちらのほうがより透明性が保護できる方法だと考えました。

1つの例外としては、緊急時、有事のときに委員会がどのように機能するかという問題です。緊急、有事の際に、透明性は難しいと思われるかもしれませんが、事実難しいです。有事のとき、つまりスリーマイル島の事故があったときには、実は我々は委員が3人、あるいは3人以上集まったときには必ず会議、話し合いの記録を残さなければならなかったわけですが、私どもはそのときは刻々と事態が変化していましたので、頻繁に3人で集まることがありました。そのときにスタッフが必ず手にテープレコーダーを持って、話し合いの記録をするというようにしていました。いつもオフィスで集まったり、会議室で集まったわけではなかったので、いつも手にテープレコーダーを持って私たちの後をついてくるというようにしておりました。

そして、スリーマイル島の事故が少し収まってから、福島ほど深刻ではありませんでしたし、福島よりももっと短期間で事態が収まったんですけれども、2、3週間後にテープレコーダーで記録されたすべての話し合いは、テープを起こして文章にして、それを議会と国民に開示いたしました。

そして、実は我々規制委員会が最初の48時間、原子炉の中で起こっていること、発電所の中で起こっていること、制御室で起こっていることについて、あまり多くのことを知らなかったという、無知が暴露されてしまって、非常に恥ずかしい思いをいたしました。

そういう恥ずかしい思いをしましたが、非常にいいことだったと思います。テープレコーダーのテープ起こしを通して、我々が原子力発電所の運転者とか、原子力産業、大統領室とか、そういったところと何らか共謀しているとか、あるいは陰謀があるとか、そういうことが全くないことを示すことになりまして、つまり私どもの当時の最初の48時間の困難と無知、情報の欠如、それはいかに私どもが陰謀をめいたことをしていなかったかという証明にもなりました。

そして、実は私どもが事故後の3日目、4日目、5日目に行った幾つかの失敗、ミステイ

クは実は逆方向に過剰に反応した、過剰な保護をしようとしたというそうしたミステイクとして、例えば全員を避難させようとか、あるいは安全性について心配だとか、水素爆発が起こるのではないかとか、そういった不必要な心配だったことがわかりました。

透明性というのは、私どもはとても恥ずかしい思いをしたんですけれども、それと同時に我々の信頼性、信ぴょう性を高めるといい方向に働いたと考えています。

では、私の話はこれぐらいにしまして、皆さんの質問をいただきたいと思います。

(鈴木委員長代理) どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様いかがでしょうか。

大庭委員。

(大庭委員) 今日はわざわざ来ていただいて、貴重なお話をありがとうございます。福島以後、状況が変わりまして、我々が透明性の一層の確保についての課題を突き付けられているということにつきまして、さまざまな助言がいただけたと理解しております。

特に、透明性を高めたことによって、内部の議論が人の目にさらされ、そのことが一部恥ずかしい思いをしたと言いながらも、信頼性を高めるため有用であったというのは大きな示唆だと感じております。

そのことを踏まえた上で質問があります。NRCのそれぞれの委員につけられているスタッフについてお伺いしたいと思います。多分、新しい透明性を高めた上での体制だと委員間の意見交換が相当にそれまでよりも制限されたのでは、と私は理解をしました。さまざまなディスカッションや決定というものがすべて事前のコミュニケーションなり何なりというものがなく、委員がその場で本当に、初めてというわけではないかもしれませんが、ある意味初めて、ある懸案についての討議をし、決定するというような形になったと理解しております。

そうしますと委員がある話をそれぞれが十分な見識と知識とを持っていなければいけない。これは原子力規制委員会の場合、原子力の専門家が委員となっているということでもありますので当然ということかもしれませんが、しかしながら専門家であっても、非常に重要な決定をそれぞれ1人が単独で下すということについて大きな責任を持つには、それ以前に十分な情報収集等が必要で、そのためにはスタッフが支える必要があるのではないかと思っています。

いただいた資料1-2によりますと、3,000人のスタッフがいるという記載があります。真ん中ですね。この3,000人の内訳ですけれども、それぞれの委員を支えるためのスタッフ

というのはどれぐらいその中で書かれていたのでしょうか。

(ブラッドフォード元委員) 私がいたころは3,000人で、現在は4,000人いるんですけども、スタッフは全体の仕事をするんですけども、委員長に直接報告をするチーフ・アドミニストレイティブ・オフィサーという人がいます。各委員はパーソナルスタッフという少数のスタッフがいます。私がいたころは、私のスタッフは弁護士、技術的な専門家、もう1人は専門職の人でした。委員長には更に2、3人、パーソナルスタッフがいました。

透明性に関して言いますと、スタッフメンバーは自由にお互いに話し合っただけで会議を開いたりしてきましたが、これは公開されませんでした。今、ご質問の内容でおっしゃった準備や、情報のまとめは公開の会議の前にスタッフが収集して用意するものなんです。

先ほど、質問の前のコメントでおっしゃった私どものコミュニケーションの制約のことなんですけれども、スリーマイル島事故後にカーター大統領が事故を検討する、事故担当委員会というものを設けたんですが、でもそういった委員会に決めさせるのは間違いだと。誰か1人の人間に責任をとらせるべきだと決定しました。

今日の手順としては、緊急事態のときには委員会を正式に開く必要はなく、責任者が決まっています、スリーマイル島のように3人集まればテープレコーダーで記録をすれば、そういったこともなくなりました。

アメリカのNRCがもう少し聡明であれば、義務づけられなくてもそういったテープレコーディングをして、そしてテープ起こしをして記録を残す、そのほうが自分たちの失敗が教訓になりますし、それから国民の間の不安を和らげる役割も果たすと思います。

今日、そういった記録が義務づけられていたとすれば、それは多分委員長とスタッフの間の話し合いの記録ということになると思います。ほかの委員が関係するとすれば、委員長に呼ばれて会議に出席するようになると言われたときだけになると思います。

通常は、会議のスケジュールは何日前と決まっているんですけども、緊急時にはすぐにみんなで緊急事態であるということに同意をして、そういった採決がされたらすぐに会議を開くことができます。

(秋庭委員) 私も情報は一体どこまでを公開するのかということを知りたいと思っています。あらゆる決めごとには準備が必要だと思っていますが、その準備の段階のどこから公開し、どこまでは公開しなくてもいいのか。境目というのはどこにあるのかということを知りたいと思います。

(ブラッドフォード元委員) まず私はNRCを離れて数十年になりますので、現在の状況が全

部わかっているわけではございませんが、私の知る限り、準備段階の資料とか、起草案は開示する必要はございません。最終的な案、最終的な勧告、最終的な決定は全部公開しなければなりません、ただし情報公開法の中に幾つか例外が設けられておりまして、国家安全に関するもの、それから人事に関するものなどの例外、項目があります。

それから、弁護士からの法的なアドバイスも公開する必要はありません。例えば委員の個人的なスタッフの中に弁護士がいます。そういった弁護士からの法的な覚書とか、アドバイスとかそういったものが決定前の情報ということで公開する必要はありません。

しかし、4,000人強のメンバーがいるわけですから、全体の見解、あるいは委員会の正式な勧告、決定、分析、そういったものは全部公開されます。

(秋庭委員) 私どもにはスタッフは非常に少なく、現在、スタッフは20人もいないと思います。この状況のため、全員で打ち合わせをすることがとても多いのです。境目はどこかと伺ったその気持ちとしては、少ない人数ですべてをゼロから始めなければなりませんので、あらゆるものを公開することは前提ではありますが、フリーにディスカッションしたり、いろいろ検討するというのも重要です。フリーにディスカッションすることと素案をつくってからとでは、私は境目があると思います。それで、今、どこが境界線なのかということ伺った次第です。

(ブラッドフォード元委員) 州政府によっていろいろな規則があります。例えば州政府にも自分たちの規制委員会というものがあります。それは原子力規制委員会ほど大きいものではなくて、公共サービスですね、電力とか。そういったものに関する委員会があります。

それから先ほど例外的な項目として商業的にいいという情報は公開しなくていいことになっておりますので、州政府によってはそういったものは公開しません。私がメイン州に関わるようになってから、メイン州は公共サービスの規制委員会というものがあまして、スタッフが40人ぐらいしかいません。そしてスタッフ間の会議は公開する義務は全くありません。一般的な原則としてスタッフの間のプライベートな会議、打ち合わせは記録をとる必要はありませんが、スタッフが例えば外部の者、業界の人とか、あるいはNGOと会議をしたときにはそれを記録するということになっています。そしてスタッフと委員1人とか、スタッフだけとか、そういったものにはサンシャイン法は適用されません。

(秋庭委員) ありがとうございます。大変参考になりました。

(尾本委員) 大変示唆に富むお話をありがとうございます。私からは3つほど質問があります。まず第1に、これは小委の運営に関する検証報告というのが公開されているわけです。

が、これの英文が存在するかどうか、存在しないとしたら、それ自身が公開ということに関して問題なのですが、このレポートをもしお読みであれば、一体どのようにこの小委の準備会合は運営されるべきであったとお考えなのか。これが第1の質問です。

(ブラッドフォード元委員) 今私がいただいたこれのことですか。

(尾本委員) 私の言い方が良くなかったかと思います。燃料サイクルに関する選択肢についての小委員会の運営に関してどういう問題があったのかということについて検証作業がされているわけです。

(ブラッドフォード元委員) 検証の文書そのものには見ていませんけれども、新聞報道で聞いております。

(尾本委員) わかりました。

2つ目の質問ですが、先ほどのお話の中でも既に触れられたところですが、TMI事故の後、ロゴビン委員会あるいはケメニー委員会が開かれて、いずれのレポートも私の記憶では非常に厳しくNRCを批判していて、NRCは廃止すべきであるとか、あるいは5人の制度をやめて長官制度にするべきであると書かれています。安全を守るという機能を果たさなかったということが批判の出発点と私は理解しています。にもかかわらずNRCの体制は維持され、更に前のNRCの委員長のデール・クライン、彼は今のNRCは全米の政府機関の中では最も人気のある職場であると言っています。そのように立派に再生した理由には情報公開という要素のみならず、それ以上にちゃんと国民の健康を守り、環境を守るという具体的な安全確保の活動があったと思います。具体的にどういう活動が今日のNRCに対する信頼を築くところまで導いてきたのか。幾つか例がありましたら教えていただければと思います。

(ブラッドフォード元委員) おっしゃるとおりTMIの後には2つの調査が行われました。おっしゃったケメニー調査とNRCの独自の内部調査というものがあまして、そこでは5人の委員のシステムを廃止して1人の長官にするという提案もされています。現在アメリカの航空安全もそうしております。

アメリカ議会は公聴会を開き、そのように変化させるべきなのか、そういった法律をつくるべきなのかということを検討しました。そういった変更あるいは新しい法律に反対する議論の1つとして、一番強力な議論としては原子力規制のシステムが透明性を失ってしまうのではないかということでした。そして、一般的に原子力産業側はNRCを変えるべきだということを言いました。そして、一般市民の団体はそれに反対しました。

そこで最終的な妥協策として有事の際には1人の行政官が担当するけれども、通常の場合

には1人が責任を負うものではないということになりました。

(尾本委員) 私の質問は、それを踏まえて今日NRCは非常に尊敬される、信頼性のある規制機関であると言われて、かつ政府の機関としてはアメリカの中では最も人気がある、こう言われています。一体情報公開の問題以外にどういう政策が今日のNRCに対する信頼獲得に大きく貢献したのかということです。

(ブラッドフォード元委員) おっしゃるとおり連邦政府のいろいろな機関の中でNRCは最も人気のある職場の1つであります。特に専門的なプロフェッショナルにとって非常に満足のいく職場であり、専門家同士でいろいろな情報交換ができて、みんな非常に満足して仕事をしています。

ただ職場として非常に人気があるということと国民に信頼されているということはまた別の問題です。国民に信頼されているという信頼の度合いというのは非常に測りにくいものです。それからアメリカの中でも地域によって考え方がさまざまです。

例えば原子力エネルギーとか規制委員会に信頼を寄せている地域もあれば、アメリカの東北部、カリフォルニアなどはそれほど信頼していません。

私が言えることは、国民がアクセスできるような政策や活動がある限り信頼は高まります。そして、少しでも何か隠しているとか秘密主義だと思われることがあれば信頼を失ってしまいます。実はアメリカでは先週そういった問題が起こったばかりです。これは多分非常に大きな問題になると思います。ダムの下流に対する影響に関して情報が提供されていなかったことが発覚しました。そういったこともありました。

決してご質問に答えることを避けているわけではないのですが、準備段階の会議とか、あるいは会議前の会議とか、そのどの段階で公開するかという問題に戻りたいのですが、アメリカの会議のことしか私はわからないのですが、私どもは内容について公開するかしないか決めていきますので、準備段階のどの過程で、あるいはどの時点で公開するかしないかというところで線を引いていない、その辺が重要だと思います。内容について公開する。そうでないと準備の段階のものがそのままずると決定されたりとか、どこまでが準備段階でどこまでが本会議なのかわからなくなるという、そういう問題があるのではないかと思います。

私もそういう会議に何回も出ていますが、この問題についてみんなで検討しましょう、勉強しましょうというような勉強会で始まったのが、議論が進むにつれて、みんなが非常に熱心に議論して、次々と意見が出てきて、あっという間にみんながそれで決めましょうと、会議がいつのまにか決定をすると、そういう会議がありました。後で振り返ってみると非公開

にして行った会議も公開して良かったのではないかと思うようなものもありましたので、アメリカではそういう面倒なことを避けて内容で決めよう決めました。ですから、日本でここまできた段階でここが最終だという、そういう線を引くというのは難しいし、もしかして無駄ではないかという気もするのですが。

(秋庭委員) 今おっしゃっていたことはまさに私たちが直面していることです。先ほど尾本委員から話がありました核燃料サイクルに関する勉強会のことで、私たちは情報を隠していたと言われていました。しかし、勉強会から準備会にどのように移っていったのかというのは今おっしゃった経験と似ているかもしれない。今アドバイスいただきましたので、会議の形ではなくて、その内容で決めるということがわかりました。ありがとうございました。

(尾本委員) 時間をとってすみません。最後の質問で、少し抽象的なことですが、透明性というのは情報の開示の問題だけではなくて、本日の資料のどこかにも書いてあったと思うのですが、意思決定への参加ということが非常に重要な要素であると理解しています。

(ブラッドフォード元委員) そのとおりだと思います。透明性というのは機関の情報にアクセスできるということです。

(尾本委員) そういうことではなくて、私が言いたかったのはいわゆる透明性を確保することについて重要な要素というのは情報を単に公開するというだけでなく、意思決定に関係者が参加をするということであると私は理解していますが、そこから先を続けて言ってしまうと、これについては国の文化によっていろいろと違いがあるのだと言う人がいます。日本文化が意思決定への参画に馴染まないとは私は言っているわけではないのですが、特に中近東等の国においては意思決定のメカニズムは違うのだ、こういうことを言う人がいます。すなわち文化の差異というのは非常に重要なポイントだという指摘があります。

また、今回の国会の事故調においても委員長のprefaceのところにおいて、この事故は日本の固有の文化に根ざしたものであるという発言があります。それから先ほど私が例を出しましたデール・クラインはある雑誌の中で、西欧型の安全文化というのは日本のようにノーと言えない社会においては目指すことが非常に難しいのだ、こういうことを言っています。すなわち安全文化あるいは安全というもの、あるいはステークホルダー・インボルブメントというものと文化との関わりということについて、これは非常に我々頭を悩まさなければいけないことですが、こういったことを総合して日本の文化をうまく利用しながら、また日本の文化の中で安全文化をいかに根付かせていくことができるのかということについて何らかのサジェスションがございましたらありがたいのですが。

(ブラッドフォード元委員) おっしゃっていることは私もよくわかります。私も同意します。私はもちろん日本の文化のことをよくわかっているわけではありませんので、日本の文化にどういったものが適しているかということをおアドバイスするようなおこがましいことはできないのですが、私が申し上げているのはアメリカの例です。アメリカの例をできる限りご説明しますので、その中で日本に合ったものを皆様から選んで適用すればいいわけです。何か提案として言えることがあるとすれば、2、3アメリカの例を申し上げることができません。

普通の問題、原子力以外の問題に関して公開したり、あるいは国民に開示するということは全く別に原子力とか核の問題は核独特の問題が幾つかあります。

原子力というのは本質的に不透明なものです。その意味は、まず技術的に高度なものですからみんなが理解できるものではない。それから原子力で作られている用語も日常的な一般用語ではない。そういったことから理解してもらうのは非常に難しいかもしれません。そして、更に核の問題といういろいろな感情的な問題とか不安とか誤解とかそういった問題も絡んでいきますので、非常に難しい問題だということが言えると思います。

アメリカでの提案を申し上げますと、例えばアメリカで非常に役に立ったのは市民による諮問委員会です。そういったものを設けて、仲介役として市民の参加というものをしました。これは単に技術的な専門家ではなくて、一般市民で、原子力について非常に不安があったり懸念があったり関心があったりして、ただ反対するだけではなくて十分に対話をするという、話し合いたいという人たちのグループを集めて、そうすると政府や産業界が国民に上から言うのではなくて、国民が政府や産業界にいろいろな言えるように、それを仲介役になって解釈してくれるわけです。一般市民は発電所の中の圧力の強度とかそういうものについて言えること何もないかもしれませんが、自分は被ばくするのは怖いとか低レベルの放射能でも曝露が怖いとか、そういった不安を持っているわけです。そういった不安を政府や産業界が理解できるような形で十分に説明してくれるような、そういった仲介役の委員会を設けるとするのはとても有益であったと思います。そのような対話が非常に質のいい対話であれば、決定権への参加もそこで入ってきますし、透明性の問題もそれである程度解決します。アメリカのシステムではそういった方法が非常に有用であったということを申し上げたいと思います。

ケメニー委員会の問題ですが、ケメニー委員会はNRCを廃止するべきだと言いました。同時に1つのパブリックカウンセルというか、このパブリックカウンセルというのはオンブ

ズマンみたいな役割を持ちます。オンブズマンのような役割を持たせて政府と国民の橋渡しをするということを提案しています。それはケメニー報告の提案です。

(鈴木委員長代理) ありがとうございます。

最後に私から1つだけ。今の尾本委員のご質問にも関係してきますが、今日のパウポの資料で6ページ、ご説明がなかったのですが、今我々が悩んでいるのは、1つは準備会合のほうの話というか資料の作成の話です。これは一応暫定案を出した。ところが、もう1項は国民の信頼を得るために秋庭委員も皆さんご質問されましたが、市民の参加プロセスをどう設計するかという。そのときに6ページで提案されている「公認仲裁人団体」というのは一体何なのでしょう。それから、これはNRCでは実現していないと書かれていますが、これはどうしてなのでしょう。今ご説明があったパブリックカウンスelorのようなものがこれに当たるのかどうかについてご説明いただきたい。

(ブラッドフォード元委員) このインターアビーナグループというのは、例えばNGOとか、あるいは特別な原子力安全性に関心を持っているグループとか、今アメリカ全国でそういったグループは2つしかないんです。1つはUnion of Concerned Scientists (ユニオン・オブ・コンサーンド・サイエンティスト：憂慮する科学者同盟) というのと、もう1つはNatural Resources Defense Council (ナチュラル・リソース・ディフェンス・カウンスelor：自然環境資源保護評議会) (NRDC) という、その2つだけです。そのほかにローカルに例えば原子力発電所の許可申請をするときに、その問題だけのために集まる小さなローカルグループができたりとか、そういったものがありますけれども、大きいものはこの2つしかありません。このインターアビーナグループという仲介役というか、NRCに対して別の意見とか、あるいはほかの意見とか代替案とか、そういったものを持ち込むということ。そして規則をつくる際にそれに参画するとか、そういうことをしています。彼らは民間で資金集めをしていて、個人の寄付や財団からの助成金で仕事をしております。とても高度な専門家たちを集めていまして、特にこのNRDCというグループはとても優秀な弁護士が集まっています。こういった人たちが参加して仲介役をするというのは、これはNRCスタッフと業界が何かについて合意をしたときに、もう1つ別の考え方、別の見解をそこに導入するということができますし、その産物として国民の信頼も高めることができると考えております。

そして、NRCが公共の仲介グループを援助することが許されるように勧告をしていると言っているのは、今までは援助が許されていなかったわけです。つまり我々NRCのほう

でそういうことをしようとしても議会がそれを禁止する立法をしてしまったりして、それは実現しませんでした。ところが州によってはやっている州があります。カリフォルニアなどではそういった公共の仲介グループが非常に活発です。

私がこの提案で言っているのは、こういったグループに対して我々NRCがもっと援助できるように、必要に応じて融資ができるようにしてほしいということ、あるいはそういうことがスリーマイル島の後の報告書に出てきています。

(鈴木委員長代理) ありがとうございます。

それでは時間になりましたので、よろしいですか。

ブラッドフォード先生、今日はどうもありがとうございました。この議題、これで終わります。その他議題、事務局から何かありますか。

(吉野企画官) お手元に配布しております第2号ですが、これは新大綱策定会議の「国民の皆様から寄せられたご意見」のうち、平成24年8月30日から平成24年9月12日までに寄せいただいたご意見を整理してまとめたものです。今回、このように整理しましたので、原子力委員会のHPで公開します。

(鈴木委員長代理) 委員のみなさんから何か。では次回の予定を。

(吉野企画官) 次回、第42回原子力委員会定例会につきましては、来週9月25日火曜日の10:30から、場所はこの建物、中央合同庁舎4号館1階の123会議室を予定しています。よろしくお願ひします。

(鈴木委員長代理) それでは、これで終わります。ありがとうございました。

—了—